

「農産物検査員育成研修テキスト（令和６年度版）」及び「農産物検査手帳（令和六年度）」の一部訂正について

「農産物検査員育成研修テキスト（令和６年度版）」（以下「研修テキスト」という。）及び「農産物検査手帳（令和六年度）」（以下「検査手帳」という。）について、一部記載の誤りがありましたので、お詫びして下記のとおり訂正いたします。

Ⅱ 通達編の「２農産物検査に関する基本要領」の「Ⅱ広域登録検査機関の登録等及び農産物検査員の育成研修関係」の「第２農産物検査員の育成研修」

・研修テキスト（１３６頁） ・農産物検査手帳（二八五頁）

正	誤
農産物検査員については、農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能に規定する者については、「農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について」（平成13年1月12日付け12食糧第1233号農林水産事務次官依命通知）に規定する研修実施機関が、本要領の定めるところにより実施する農産物検査員育成研修の課程を修了した者とする。	農産物検査員については、農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として規則第15条第1項各号・・・（中略）・・・のいずれか該当するものでなければならないものとされている。<u>このうち、（中略）・・・課程を修了した者。）</u>に規定する者については、「農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修について」・・・以下省略。

Ⅱ 通達編の「２農産物検査に関する基本要領」の別紙５「基本要領Ⅰの第４農産物検査の実施「国内産農産物の検査実施マニュアル」Ⅱ分析手順（麦類の分析手順の下部の枠の中の「①容積重」

・研修テキスト（２８０頁）

正	誤
① 容 積 重 麦の分析等試料を用い、標準計測方法第２の<u>６</u>により行う。	① 容 積 重 麦の分析等試料を用い、標準計測方法第２の<u>５</u>により行う。

Ⅱ 通達編の「２農産物検査に関する基本要領」の別紙８「基本要領Ⅱの第１広域登録検査機関の登録等「広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」の（別紙参考）検査証明事項の訂正方法、様式例第１号（農産物検査業務規定の第３条

・研修テキスト（３２６頁、３３９頁、３４５頁）

正	誤
（別紙参考）検査証明事項の訂正方法 検査証明書の様式の「正味重量規格 何kg ③」と「等級又は品位の測定結果」の事項の枠内の事項の下に、空欄を設けるための仕切線を引く。	

【農産物検査業務規程記載事項（例）】 （法的地位及び責任） 第3条 本会は、定款の定めるところにより、法に基づく・・・以下省略	【農産物検査業務規程記載事項（例）】 （法的地位及び責任） 第3条 本会は、定款（寄附行為）の定めるところにより、法に基づく・・・以下省略
---	---

正	誤
【作成のポイント】 （農産物検査の結果の通知等） 検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより<u>検査請求者に</u>通知することができる。 なお、農産物検査結果の・・・以下省略	【作成のポイント】 （農産物検査の結果の通知等） 検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式<u>及び農産物検査員の認印の使用等</u>定めること。 また、共通申請サービスから検査請求が<u>あったもの</u>については、検査結果を共通申請サービスにより通知することができる。 なお、農産物検査結果の・・・以下省略